

伊豆山地区復興まちづくり・道路計画説明会 議事録

開催日時：令和4年5月27日（金） 1日目 午後7時00分から  
会 場：岸谷会館

---

※議事録中の「〇〇」は個人の名前や住所に関する発言のため、表記を控えているものです。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長

伊豆山地区復興まちづくり逢初川沿いの道路計画に関する説明会を開催いたします。皆様、本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます。都市整備課、赤津と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、皆様にお手元の資料について確認をお願いしたいと思います。1枚目に次第。2枚目に逢初川沿いの道路計画。左上の方に配布資料①の記載がございます。3枚目にA3の両面刷りのもの。右上に配布資料②と記載がございます。4枚目に復興事例の紹介。上の方に配布資料④と記載がございます。以上となりますけれども、資料の足りない方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。次に報道機関の皆様へお願いです。

事前にご案内させていただいておりますが、本日は、地域の方々を対象とした説明会となります。大変申し訳ございませんが、撮影につきましては、冒頭の挨拶まででお願いいたします。続きまして、本日の出席者です。熱海市から稲田副市長。

■稲田 熱海市副市長  
稲田でございます。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長  
宿崎観光建設部長。

■宿崎 熱海市観光建設部長  
宿崎です。よろしくお願いいたします。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長  
渋谷まちづくり課長

■渋谷 熱海市まちづくり課長  
渋谷です。よろしくお願いいたします。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長  
松本都市整備課長。

■松本 熱海市都市整備課長  
松本です。よろしくお願いいたします。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長

説明者であります、まちづくり課濱島調整監。

■濱島 熱海市まちづくり課調整監

濱島です。よろしくお願いいたします。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長

都市整備課、鈴木主任。

■鈴木 熱海市都市整備課 都市整備室主任

鈴木です。よろしくお願いいたします。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長

以上でございます。また、静岡県熱海土木事務所様からも出席をいただいております。熱海土木事務所の皆さま、ご紹介をお願いいたします。

■静岡県熱海土木事務所 杉本所長

熱海土木事務所長の杉本と申します。この4月から参りました。よろしくお願いいたします。私たち事務所は、この4月から伊豆山地区復興支援課という新しい課をつくりまして、専任でこの復旧にあたらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日は、逢初川の復旧に伴う立場として参加させていただき、私たちは11名で本日出席させていただきますので、よろしくお願いいたします。避難されている皆様が1日も早く戻れるように、また地域の皆さんが安心して生活できるように全力で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長

どうもありがとうございました。それでは、これより説明会を始めさせていただきます。初めに熱海市副市長の稲田よりご挨拶申し上げます。

■稲田 熱海市副市長

皆さんこんばんは。副市長の稲田と申します。よろしくお願いいたします。昨年7月3日の伊豆山土石流発災以降、岸谷町内会の役員の皆様をはじめ、今日お集まりの皆様、また地元に残って生活をしている皆様によりまして、この地域を守っていただいていることに対し、深く感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。

現在、本市では、国、県と関係する機関と連携をいたしまして、被災された方に対する生活支援、また被災エリアの早期復旧に向け、職員一丸となって取り組んでいるところでございますが、なかなか行き届かない点も多く、皆様にご不便や不安を与えてしまっているということで、申し訳なく思っております。今後も私達は、伊豆山の復旧に向けて努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、逢初川沿いの道路計画と復興まちづくりの事業手法について説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、説明に入る前に私から時間をいただき、災害対策基本法第63条による、警戒区域の解除に向けた取り組み状況について、報告をさせていただきたいと思っております。警戒区域の解除につきましては、逢初川下流域の安全確保、これが大前提となります。逢初川の流域の安全確保をにとって、まず、源頭部の上流の新設砂防堰堤の建設工事、それから、源頭部の不安定土砂、いわゆる落ち残っている盛土の撤去、そして逢初川の治水対策。いわゆる、河川復旧工事。この三本の柱が非常に重要であるというふうに考えておりまして、こ

これらの工事の進捗状況を見ながら、この逢初川の流域の安全性について、国、県、そして市と関係機関が十分と協議した上で判断していくこととなります。この3点の現状につきまして、すでに新聞報道等によって、ご承知の方も多いと思いますが、私から改めてご報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目の逢初川上流部の国による新設砂防堰堤の建設についてですが、まず、仮設ブロック堰堤が昨年12月2日に完了し、12月23日には、既設砂防堰堤の除石が完了しております。本年2月16日には、ネットロール土のうの設置が完了しております。現在は、新設の砂防堰堤を建設しており、令和4年度中、いわゆる今年度中に完成する予定ということになっています。次に、

2点目の源頭部の不安定土砂、いわゆる落ち残っている盛土の撤去工事についてでございます。源頭部には、いまだに崩落しなかった約2万1000立方メートルの土砂が残っていると見られたことから、県において崩落の危険性を調査しておりました。その調査結果が、本年、3月29日に発表され、安全対策として、排水設備の整備と不安定な部分の土砂の撤去が必要とする見解が示されましたことから、県と市において、これまでに排水対策工事を行ったところでございます。また、市が盛土の造成業者に対し、安全対策を講じるよう、行政指導を行いました。これに応じない場合には、台風シーズンが終わる10月以降に、県による行政代執行も視野に入れ、土砂の撤去工事を行う予定ということでございます。その後、5月11日には、この2万1000立方メートルの土砂以外にも、隣接の2ヶ所。推定で1万1800立方メートルの盛り土があることが明らかになりました。県によりますと、北西側の1万立方メートルは安定しているとのことでございますが、北東側の盛土の約1800立方メートルは、崩落の危険があるため、県が撤去するというところでございます。ただ、仮に崩れたとしても、下流の砂防ダムで保全できるということですので伺っております。また、第二盛土と呼ばれている箇所について、県はすぐに崩落する危険な状態ではないとしておりますが、県としては、冬前までに安全対策をとるよう、土地所有者と協議をいたしました。その結果、現在の土地所有者が5月末までに、応急的な安全対策を行うこととなり、下流への土砂の流出を防ぐため、大型土のうや、泥水を溜める沈砂池を設置することで、現在工事を進めております。なお、恒久的な安全対策につきましても、引き続き協議を行って参ります。

3点目の、逢初川の治水対策としての河川復旧工事ですが、治水対策は、流域の安全確保のため、早期の着工が望まれることから、河川改修に影響する逢初川の道路計画について、現在、復興計画検討委員会で検討されております。復興まちづくり計画に先行して、策定をさせていただき、本日説明をさせていただくことといたしました。河川改修は、流域の安全確保のため、治水対策として重要であり、警戒区域の解除の時期に影響することから、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

市といたしましては、今申し上げた3点の工事スケジュールを関係機関に確認し、協議をした上で、本年7月をめどに、警戒区域の解除に向けたスケジュールを策定し、8月上旬には皆様にお示ししたいというふうに考えております。皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解をお願い申し上げます。伊豆山地区の復旧、復興には、皆様方のご協力なしには進めることができません。どうぞご協力をよろしくお願いいたします。私からは、以上です。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長

それでは、これより説明に入ります。報道機関の皆様、恐れ入りますが、撮影の方を終了してください。最初に、逢初川沿いの道路計画について、熱海市都市整備課鈴木より説明をいたします。準備をさせていただきますので、しばらくお待ちください。

■鈴木 熱海市都市整備課 都市整備室主任

本日はお忙しいところ、説明会にご参加いただき、ありがとうございます。熱海市の都市整備課の鈴木と申します。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

それでは、説明に入ります。本日説明する内容については、逢初川が開水路となる区間の中核、軸となる道路計画についてご説明いたします。内容については、こちらの4点になります。

まず一つ目、逢初川両側の道路計画について。二つ目、逢初川を渡る橋について、三つ目、市道伊豆山神社線への接続について、そして最後に四つ目、市道岸谷2号線への接続について、こちらの4点を本日ご説明いたします。そして最後に、今後のスケジュールについてご案内いたします。それではまず、本日の説明内容の4点について、広域な図面で概要を簡単にご説明いたします。配付資料の①をご覧ください。

まず一つ目。逢初川の両側の道路計画については、逢初川が開水路となる区間の両側に、有効幅員4mの一方通行で周回できる道路を整備いたします。

二つ目。逢初川を渡る橋については、人道橋、人のみが渡れる橋を含め、4か所の橋を設置いたします。

三つ目。市道伊豆山神社線に接続するために、新しい道路を整備いたします。こちらについては、図面で言うところのこちらの上に記載のあります、赤い部分になります。黄色く塗られている路線は、市道伊豆山神社線という道路になります。こちらに接続する道路についてご説明いたします。

最後に、四つ目。市道岸谷2号線への接続は、道路の形を変えて接続いたします。こちらにつきましては、図面で言うところの真ん中部分になります。この矢印の先が岸谷クラブの位置になります。その前の道路の接続について、本日ご説明いたします。こちらの4点について、順番に詳細な説明をしてまいります。まずは、逢初川両側の道路計画についてです。配布資料②の計画平面図をご覧ください。逢初川両岸の道路計画については、3つの要点がございます。まず一つ目。有効幅員を4mとして整備いたします。こちらにつきましては、建築基準法で、建物を建築する際に、敷地と道路が繋がっていなければならない。接道義務が指定されております。接道義務とは、有効幅員4m以上の道路に、敷地が2m以上接していなければ、建物が建てられないというものになります。今後、逢初川を中心としたまちづくりを展開していく中で、土地を有効に活用するためには、逢初川沿いの道路を有効幅員4mとし、整備することが必須であると考えました。そして二つ目。一方通行で周回できる道路形態といたします。こちらの画面ですと、上流から下流、山側から海側を見た図面になります。右側が熱海駅側となります。お手元の資料ですと、左側が熱海駅側になります。こちらの熱海駅側を山に向かう一方通行とし、逆側伊豆山神社側を海に向かう一方通行と計画しております。最後に3点目。道路内に、区画線、白いラインと舗装への着色を行い、歩行空間を確保致します。逢初川沿いの道路計画については、こちらの3つの要点がございます。こちらはイメージ写真になります。配布資料②にも同じ写真が掲載されております。こちらの写真は、道路幅が6mとなっており、今回の計画よりも広い道路となっております。道路のイメージとしては、川側にガードレールを設置し、逆側に区画線、白いラインと舗装への着色を行い、歩行空間を確保する形態になります。道路のイメージは、このようなイメージとなります。

続きまして、河川を渡る橋についてご説明いたします。まずは、車と人が渡る橋についてご説明させていただきます。これについては、設置箇所を2箇所としております。まず一つ目が、市道岸谷本線と市道岸谷2号線の合流部としております。そして二つ目が伊豆山神社線側の道路の終点部としております。こちらの設置箇所については、地域交通のネットワークと利便性等を考慮し、こちらの計画としております。続きまして、人道橋についてご説明いたします。人道橋については、人のみが渡れる橋となります。人道橋については、設置後、定期点検や補修等の維持管理をしていく必要がございます。維持管理を熱海市で実施していくためには、熱海市の道路として扱う必要があり、既存の熱海市の道路に繋がる部分への設置が必要となります。以上のこと

から、こちらの、青い丸印の部分の2ヶ所に設置を計画しております。こちらについては、まだ具体的な構造等の詳細が、決まっておきませんので、具体的なことが決まり次第、町内会や検討委員会を通じてお知らせしていきたいと思っております。橋についての説明は以上となります。

続きまして、市道伊豆山神社線への接続についてです。こちらについては、今回の計画上、必要不可欠な部分であると認識しております。接続方法については、こちらの2つの案を比較検討行いました。配布資料③の上段に同じ図面を記載してあります。2つの案の共通事項としましては、道路の幅を6メートルとし、車両の対面通行を基本としております。道路の傾斜、勾配については、接続案①が14.2%となっており、接続案②が16.9%となっております。こちらの数字について、既存の道路でこういった勾配になるかにご説明いたします。こちらが消防団の詰所になります。こちらの斜め上に、MOAの美術館に向かっていく道がございます。こちらの道路で、一番傾斜がきついで、だいたい20%ぐらいの勾配になります。直線区間ですと、18%前後になります。こちらの傾斜より緩やかな傾斜になることをイメージしてください。接続案①については、市道伊豆山神社線こちらの道路への接続部、こちらの安全性を重視した案になります。接続案②については、新しく整備される道路の形、こちらを直線とし、こちらの形を重視した案になります。こちらの二つの案を比較検討いたしました。こちらが比較検討表になります。今回の伊豆山神社線への接続で最も重要になってくるのが、こちらの接続部の安全性といった部分になります。こちらの安全性について、2案を比較すると、接続案②こちらの道路の形態ですと、伊豆山神社線紫色の路線への接続先がカーブの内側となります。このような形になると、カーブミラーを設置しても、見通しが悪くなってしまいます。また、隣接する道路、先ほどご紹介したこちらの道路との接続部が、近くなり、交差点の様な入り組んだ道路形態となってしまいます。一方、接続案①では、伊豆山神社線の直線部かつカーブの外側へ接続することとしています。このような形になりますと、見通しが十分確保されます。また、近接する道路との接続の距離が離れ、入り組んだ道路形態を回避することができます。今回、この2案を検討した結果、安全性の高い、接続案①の熱海駅側に接続する案を、道路計画として進めて参りたいと思っております。伊豆山神社線への接続については以上となります。

最後に、市道岸谷2号線への接続についてです。配布資料③を左下の図面をご覧ください。こちらの道路につきましては、新しく設置される橋をめぐって道路を接続致します。もともとの道路の形を変えての接続となります。縦断勾配の傾斜については、16.7%となっており、こちらのもともとの道路で岸谷グラフの下で18%前後の勾配となっております。こちらの勾配よりも若干緩やかな傾斜になることをイメージしてください。道路幅については、4mとし、道路の形態については、現在と同じく伊豆山神社線へ抜ける一方通行と計画しております。市道岸谷2号線への接続については以上となります。本日は、復興の中核となる道路計画について4点ご説明させていただきました。その他の既存の部分につきましては、生活再建を最優先とし、将来的に4mの道幅を確保することを検討しながら、今後の復興まちづくり計画や、地権者のご意見を伺いながら、道路計画を整理していきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについてです。本日説明した道路計画と逢初川改修工事については、早期に完成させることが、生活再建に直結してくるものと認識しております。この道路計画をもとに、6月以降、地権者様ごとに、補償に関するご説明、協議を個別に行って参ります。そして、今年の夏以降、河川改修工事とあわせて、可能なところから工事に着手していきたいと考えております。道路計画の説明は以上となります。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長

ただいま説明いたしました、逢初川沿いの道路計画につきまして、皆様より質問をお受けいたします。ご質問のある方は挙手の上、お願いしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

■説明会出席者

今、人道橋というのが2箇所と聞いたんですが、私達イメージですと歩行者だけが通る橋です。今後、橋の数が変わることはあるのか。

■鈴木 熱海市都市整備課 都市整備室主任

はい、人道橋については、地元の皆様からの要望も多く、設置の必要があると判断いたしました。ただし、必要な箇所に最低限の設置とさせていただきたいと思っております。現在では、既存の道路に繋がる、こちらの2ヶ所で人道橋を検討している段階です。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長

よろしいでしょうか。

■説明会出席者

その人道橋に関して、大分具体的に写真もあり分かりやすくなった。もう一つ、伊豆山神社線の上に橋があったんですけど、そこにもですね、是非、お願いしたいという声が出てますけれども、そこも検討していますか。

■鈴木 熱海市都市整備課 都市整備室主任

そこについては、市が管理している橋が二つがありましたので、二つ復旧するのか、それを一つにまとめるかは、まだ検討段階なんですけども、何らかの形で河を渡るようなものは作りたいと思っております。

■説明会参加者

是非そこはお願いします。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長

はい。他にはよろしいでしょうか。それでは続きまして、伊豆山地区復興まちづくりについて、熱海市まちづくり課濱島より説明をさせていただきます。

■濱島 熱海市まちづくり課調整監

熱海市まちづくり課の濱島と申します。私からは、今後進めていく被災地の復興のまちづくり事業について説明を致します。まず初めに、私どもまちづくり課では、先月4月の下旬頃から、現在避難生活をされてる方たちに個別訪問させていただいて、これから進めていく、まちづくりの参考にするために、皆様のご意見を聞かせていただいております。訪問に対応していただいた方たちには、今、非常にご苦勞されてる時だと思っておりますが、ご協力いただき本当にありがとうございます。現在、避難生活されてる方が約130世帯いらっしゃいます。そのうち、本日の時点で105件訪問させていただき、まだお声掛けできていない方に関しましても、来月の下旬ぐらいまでには、ご連絡をしたいと思いますのでご承知ください。一度、面談させていただいた方も、今後引き続きご意見を聞いていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。本日、説明会にお声掛けしているのが、町内会の方たちですので、実際に避難されてる方ではないかと思っておりますが、町内会の方たちも、今後、被害を受けた地区がこのような形で、進め方で、復興していくというのを知っていただければと思います。

本日の説明内容です。初めに、全国で災害が発生した時に行われる、いろいろなまちづくりの事業があります。それについて説明いたします。2番目に今回の災害で行う復興事業の選定について。3番目にこの復興事業の進め方。最後にこの事業のスケジュール予定について。特に3番と4番に関しましては、現在避難生活をされている皆さんに直接関わってくる内容となります。全国各地で大変災害が多いのですが、その被災地の復興時に行われたことがあるいろいろな事業についての説明をしたいと思います。

避難されてる皆様への個別面談がまだ全部終わっていないのですが、現時点でもいろいろなご意見を伺っております。戻ってきたいとか、もう戻らないという考えの方、両方いらっしゃいます。戻りたい方が今のところ大体半分ぐらい。戻らないとお考えの方が3割ほど。残り2割の方は、まだいろいろ決められないよっていう方がいらっしゃいます。その考え方も、今後の状況が変わってきたり、事業の内容が詳しくなってくれば、皆さん考えが変わるものと思っております。戻りたい方の課題としましては、今後の家を建て直さなければいけないのですが、家を建て直すだけではなくて、石積みとか宅盤とか地面の部分ですね、そういうものを直さなければいけない。で、あつたり、4m以上の道路に接していないので、家を建てようと思っても新しい家が建てられない。そういうことが考えられます。また、今回、河川の拡幅や、両側の道路の用地買収によって、土地が狭くなってしまって、戻りたいけれども、土地が狭くなって戻れない。そういうご意見もお聞きしております。また、戻らないという方もですね、元あった土地を誰か買ってくれる人がいるのか。伊豆山の近くや市内に新しく住みたいけれども、なかなか良い賃貸物件がない。というようなご意見も聞いております。また、戻る戻らないにかかわらず、今回の河川や道路の買収で、残った残地ですね、こちらの方も、県や市で使ってもらえるのか心配だ、という声も聞いております。このような課題であつたり心配事に、どのように対応できるかという点で、これらの事業を説明していきます。

災害復旧事業。この事業はですね、道路や河川等の公共の施設これを元通りに復旧する事業です。全国各地で多くの事例がある事業になります。元通りにする事業ですので、比較的短時間で行うことができるのですが、私有地である宅地の復旧はございません。

こちらは、防災集団移転促進事業。こちらの事業は、被災地区とは別の場所に宅地を造成して、分譲し、集団移転をする事業です。もともとの被災のあつた地区に関しましては、災害危険区域に指定して、住宅等の建物の建設が禁止されることとなります。事例としましては、雲仙普賢岳の島原市や、東日本大震災の岩手県宮古市等で活用されたことがあります。ですが、今回の場合は、戻りたい方もいらっしゃいますので、この事業は伊豆山には使えません。

3番目に、土地の区画整理事業。この事業は、このような災害時にかかわらず、まちづくりでよく行われる事業になります。土地を交換、分合、土地の形を成型して、さら減歩等で生み出した土地を新しい道路の拡幅用地、公園などの公共用地にします。比較的街中で行われることが多いです。また、事業期間が長期にわたる場合があります。災害の事業の中では、東日本大震災時に、福島県いわき市等で事例があります。こちらの事業は、皆さんになるべく早く帰っていただくには、現実的な事業ではありません。

最後に、小規模住宅地区改良事業。この事業は、被災地のエリアを一旦行政が買収し、その後、宅地、道路等を整備した後に、宅地分譲する事業です。また、被災地区のエリアの別の地区に、被災者向けの集合住宅等を整備することも可能です。事例としましては、新潟県中越地

震の山古志村の復旧や、紀伊半島の大水害の十津川村で事例があります。

こちらの表ですが、事業の選定結果となります。1番の災害復旧事業に関しましては、基本的に公共施設の原状復旧のみなので、皆さんの現状への対応が難しいです。2番目の集団移転事業に関しましては、その地域での再建ができなくなってしまいます。3番目の区画整理事業につきましては、被災地区以外へ移転したい方への対応が難しい。また、他の事業と比べますと時間がかかることも多いため、今回の伊豆山の復興の事業としましては、なるべく皆さんのご意向に対応可能な、4番目の小規模住宅地区改良事業を採択しました。

では、ここから小規模住宅地区改良事業を活用した、まちづくりの進め方ですね、こちらを説明いたします。こちらは、被災地区をイメージした絵になります。台形になってるこのエリアを、法の63条で立ち入りの規制をかけた地区のイメージとして見てください。こちらの青い線、これが逢初川。その周りに、この赤色やピンク色の、全壊してしまったり半壊してしまったり、建物の建て直しが必要な建物が建っている土地となります。その周辺にあるこの緑色の四角、こちらが今回被害がなかった、もしくは小さい被害で修繕を行えば戻ることができる建物です。これが被災後の状況のイメージです。

事業を進めるときには、この建て直しが必要な建物が建ってるエリア、こちらを、事業区域に設定しまして、この絵ではこの黄色い色のラインですね。戻れる建物があるところは基本的には事業エリアから外しまして、このエリアの中の土地を、市の方で一旦買収いたします。そして、その後、造成を行います。

こちらが事業完了後のイメージになります。この黄色の範囲内の土地を買収した後、市が造成を行ったあと分譲地を作りまして、こちらを再分譲します。そのあとに、現地で新しい住宅を建てて再建する方は、家を建てて頂く事になります。戻らない方で、土地を買わしていただいた方の土地の面積を使いまして、このような集会施設であったり、あとは、緑地、公園等も土地があれば整備することができる事業になります。四角が書いてあるのですが、皆さんの声を聞きまして、賃貸物件の需要がありましたら、市の方で、被災者向けの集合住宅を建てまして、それを賃貸することも可能です。

これが、この小規模住宅地区改良事業を活用して、復興した事例の絵になります。皆さんのお手元にお配りしたものと同じものです。こちらは、平成17年に福岡県西方沖地震で被害を受けました、玄海島の復興の事例になります。今回選定した事業と同じ事業で、こちらの復興では、分譲地を50区画ほど、市営住宅65戸、あとは道路、公園、集会所等を整備しております。

最後に、この事業のスケジュール目標です。こちらの方に示しております。これは、新しく建物を建て直さなければいけない方のスケジュールになります。63条の区域が解除されて、家を修繕して戻られる方に関しましては、このスケジュールよりも早く戻っていただくことができると考えております。事業スケジュールですが、今年度、令和4年度ですが、現在現地の地形の測量が完了しております。この後、用地の測量、設計、あとは、建物の撤去ですね、こちらの方を同時に進めまして、できまして、今年度の終わり頃から用地の説明をさせていただきます。買収の方ができればと考えております。来年度、5年度はですね。用地の買収が一定程度終わり次第、ここには一時造成工事と書いてありますが、具体的にはその宅地を整備するための仮設道路であったり、宅地の荒造成、このような工事を行いまして、令和6年度から7年度にかけまして、宅地造成、公園等の整備を進めていきたいと考えております。宅地の造成です



が、目標としましては、令和7年度の半ばあたりから新しく建物を建てる方が行動ができるように事業を進めていきたいと思っております。最後に、この事業の範囲が皆さん気になるかと思っておりますが、こちらに関しましては、今後行わせていただきます個別訪問で、皆さんのご希望をお聞きしながら、また、今週の日曜日から5回に分けて行うワークショップ等、このような色々な機会を使いまして、皆さんのご意見を参考に進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。以上、まちづくりについて説明を終わります。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長

ただいまご説明いたしました、伊豆山地区復興まちづくりにつきまして、皆様よりご質問をお受けいたします。ご質問ある方は挙手の上、お願いします。

■説明会参加者

今の小規模事業の話ですが、例えば今の所を買い取って造成をしながら再分譲する。赤字なんでしょうか、金額的なところで言うと。

■渋谷 熱海市まちづくり課長

はい。価格については、まだ公表できるという段階ではございませんが、個別にですね、皆さん、条件等によって、それぞれ違うことは当然かなというところではございますが、先行的に、金額につきましては河川・道路といった部分で始まって参ります。宅地については、次の段階でお話できるところかなという。

■説明会出席者

同じくらいの金額で考えてよいのか。

■渋谷 熱海市まちづくり課長

はい。通常で考えれば、造成して、新しく土地も、新たにというところがございますので。当然造成費であったりというところが、考えられるというところではございますが、今回この被災地というところも含めてどういう対応をしていくのかというところはですね、まだこれからの協議で、お話がちょっと、今の段階ではできないのかなというところ。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長

他にご質問のある方はいらっしゃいますか。

■説明会出席者

例えばですね、畑等を譲って個人でやるのは難しいが、市の方でまとめて再分譲する事はできるのか。

■渋谷 熱海市まちづくり課長

今の〇〇のご質問は、大きな土地を、例えば3区画、4区画に区画割りをして、配分できるのかというご質問でよろしいですか。地元に戻りたい、元居たところに戻りたいとかですね、やっぱりご希望というところを今聞かしていただいているところというご説明をさせていただきました。なるべく市といたしましても、皆さんに戻っていただくということが、一番この伊豆山の再生、復興だというふうに考えてございます。そのために、分譲宅地というところは、やはりそのために整備しなきゃならない、用意しなきゃならないというところは当然だというふう

えておりますので、今ご意向を確認していると申し上げましたが、それによって、そういったところは当然考えていかなきゃいけないというふうに考えてございます。

■（司会）赤津 熱海市都市整備課 都市整備室長

その他ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは最後にその他として今まで道路づくりも含めてですけどもその他ご質問等ございましたら、私の方へ。よろしいでしょうか。ないようですので、以上をもちまして、説明会の方は終了させていただきます。本日はお忙しい中、説明会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。